

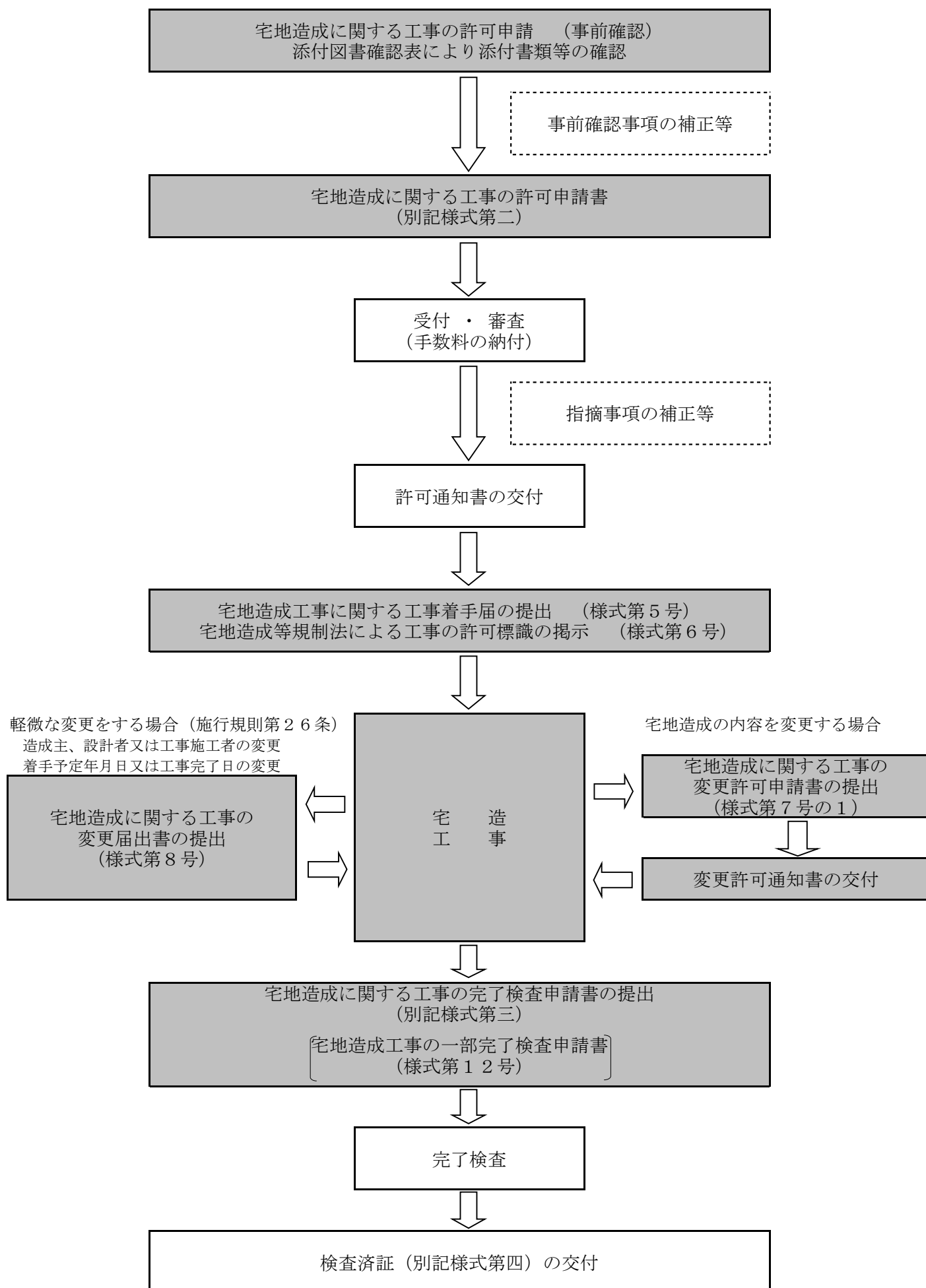
宅地造成等規制法による
宅地造成工事許可制度の手引き

橋本市
まちづくり課

目 次

1. 宅地造成工事申請に関する事務フロー	1
2. 許可申請の手続	2
3. 宅地造成に関する工事の許可申請に必要な書類・図面	5
4. 宅地造成等規制法に基づく許可申請手数料等について	10
5. 許可申請書作成上の注意事項	12
6. 工事着手から完了までの注意事項	14

1. 宅地造成工事申請に関する事務フロー



2. 許可申請の手続

宅地造成に関する工事の許可を受けようとするときは、「宅地造成に関する工事の許可申請書」に必要な図書を添付して橋本市に提出しなければならない。

なお、許可があるまでは工事に着手できないため、時間的に余裕を持って手続を行うこと。

※ 当手引きにおいて、宅地造成等規制法を「法」、宅地造成等規制法施行令を「施行令」、宅地造成等規制法施行規則を「施行規則」、橋本市宅地造成等規制法施行細則を「施行細則」、都市計画法及び宅地造成等規制法に基づく技術的基準を「技術的基準」という。

(1) 許可申請

ア 提出先

橋本市 まちづくり課 都市計画係

イ 許可申請書等の作成（法第8条・施行規則第4条）

許可を受けるには、宅地造成に関する工事の許可申請書（別記様式第二）、計画図面その他必要な図書を作成して申請しなければならない。書類、図面等は、法、施行令、施行規則及び施行細則、並びに技術的基準に基づいて作成すること。

ウ 許可申請に必要な書類及び図面

後述の『3. 宅地造成に関する工事の許可申請に必要な書類・図面』参照

エ 申請についての注意事項

(ア) 申請書類は定められた様式を使用すること。

(イ) 申請書、添付図面等は、目次を記入し、A4判の大きさと正副2部製本すること。
なお、添付図面は、目録を記入した図面袋に入れること。

(ウ) 設計図面には、設計者名を記入・押印すること。

(エ) 許可申請の手続を代理人に委任する場合は、委任項目を具体的に記入した委任状を添付すること。（委任者の押印、電話番号記入要）

(オ) 許可申請書について

- a 許可申請年月日は、許可申請時に記入すること。
- b 1欄、2欄及び3欄は、電話番号も記入すること。

オ 許可書の交付について

申請書の内容が法令に定める基準に適合している場合は、「宅地造成に関する工事の許可通知書」（別記様式第二）を交付します。

カ 工事の着手日から完了の日まで、当該工事現場の外部から見やすい箇所に「宅地造成等規制法による工事の許可標識」（様式第6号）を設置して、許可を受けたことを明らかにすること。（施行細則第5条）

(2) 工事の着手届

許可を受けた工事に着手するときは工事に着手するまでに「宅地造成工事に関する工事着手届」(様式第5号)を市長に提出すること。(施行細則第4条)

(3) 工事計画変更の許可申請等

ア 許可を受けた工事が完了する前に、宅地の面積や工事の計画の変更を行う場合は、軽微なものを除き、「宅地造成に関する工事の変更許可申請書」(様式第7号の1)に、変更理由書及び変更後の図面を添付し、変更許可を受けなければならない。

(法第12条第1項、施行規則第25条、施行細則第6条第1項)

・計画変更の許可

1) 排水施設の延長

- ・区間距離：設計値に対し±50 mmを超えた場合
- ・総延長：設計値に対し±100 mmを超えた場合
- ・基準高：±15 mmを超えた場合（流量計算書を提出すること）

2) 擁壁の延長及び寸法

- ・区間距離：設計値に対し±50 mmを超えた場合
- ・総延長：設計値に対し±100 mmを超えた場合
- ・基準高・全高：設計値に対し±15 mmを超えた場合
- ・根入れ深さ：+15 mmを超えた場合、もしくは浅くなる場合

3) 舗装面積

- ・舗装面積が±5 m²を超えた場合
- ・基準高：±15 mmを超えた場合

4) その他市長が変更を必要と認めた場合

- ・安全面に影響を与える可能性のあるもの等

イ 軽微な変更の届出

工事の軽微な変更について、下記の変更があった場合は、「宅地造成に関する工事の変更届書」(様式第8号)に内容を記載して提出すること。

(法第12条第2項、施行細則第6条第3項)

- (ア) 造成主、設計者又は工事施行者の名称もしくは氏名、住所の変更
(造成主等の主体の変更がない場合)
- (イ) 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更
- (ウ) 使用材料の変更（構造計算等により構造が変わるものを除く）

(4) 建築制限等

許可工事が施行される土地において工事完了までの間は、市長に承認を受けなければ建築物等を建設することができない。(施行細則第13条)

(5) 工事の完了検査申請

ア 工事が完了した場合は、「宅地造成に関する工事の完了検査申請書」(別記様式第三)を提出して完了検査を受けること。(法第13条第1項、施行規則第27条)

イ 検査申請書には、完成図〔位置図及び宅地の平面図(造成計画平面図)・出来型展開図等〕、工事写真(写真帳はA4判)、工事完成確認書類チェックリスト及び品質管理資料を添付すること。

ウ 検査の結果、工事が法令に定める技術的基準に適合している場合は、「宅地造成に関する工事の検査済証」(別記様式第四)を交付します。
(法第13条第2項、施行規則第28条)

(6) 工事の中止等の届出

許可を受けた工事の完了前に工事を中止し、若しくは中止した工事を再開し、又は全部又は一部を廃止する場合は、「宅地造成に関する許可工事の中止・再開・廃止届」(様式第9号)に、廃止等の理由、廃止時等の工事の状況及び防災措置計画を記載した書類を添付して提出すること。(施行細則第7条)

3. 宅地造成に関する工事の許可申請に必要な書類・図面

(1) 関係書類一覧表

番号	申請書類の名称等	添付書類	備考
1	宅地造成に関する工事の許可申請書	・委任状 ・印鑑証明書（法人の場合は資格印鑑証明） 〈別記様式第二〉	・造成主が申請手続きその他を他人に委任する場合（造成主が複数で代表一人に絞る場合を含む）は委任状を添付すること。
2	設計者の資格に関する調書	・卒業証明書 ・資格・免許証の写し等 〈様式第4号〉	・高さ5mを超える擁壁の設置又は造成面積1,500㎡を超える排水施設を設置する場合に必要。
3	登記事項証明書又は登記簿謄本	・土地（建物）の登記事項証明書又は登記簿謄本（3か月以内）	・施行区域内全てについて必要です。 ・登記名義人が死亡している場合には、当該物件に係る相続人を確認できる書類を添付すること。
4	土地所有者等工事施行同意書	・所有者及び抵当権者一覧表 ・施行同意書（所有権、抵当権） ・印鑑証明書 〈様式第3号〉 〈様式第3付表〉	・同意書については、所有者ごとに作成すること。 ・施行区域内の土地、建物又は工作物について施行の妨げとなる権利を有するものの同意書類（所有権、抵当権等）
5	隣接地、周辺地域等との調整資料	・隣接者一覧表 ・隣接承諾等の調整資料 ・排水の一次放流先協議書	・宅地造成工事により直接影響を受ける施行区域外の隣接土地所有者、地元関係者等の調整過程及び結果判断資料 (承諾書の写し等)
6	他法令の関係	・農地転用許可 ・道路工事施工承認書 ・河川工事施工承認書 ・占用許可書 ・法定外公共物工事施工承認書 ・官民境界線の証明書（境界明示） ・公用廃止を証する書類 (里道・水路) ・他法令に基づく許認可の写し	・宅地造成に関する工事の許可と同時許可が原則として取り扱われているものもあります。

(2) 関係図面一覧表

番号	図面の名称	標準縮尺	表示すべき事項	備考
1	位置図	1/2500 以上	・方位、縮尺 ・施行区域の境界 ・区域周辺の主要な公共施設 ・接続先道路及び主要道路の名称 ・河川までの排水経路（青色）	・原則として都市計画基本図を使用すること。（住宅地図も参考に添付） ・相当範囲の外周区域を包括したものであること。 ・施行区域の表示は、境界を赤色線で囲み、その内側を着色すること。
2	現況図 （地形図）	1/500 以上	・方位、縮尺 ・施行区域の境界 ・施行区域内及びその周辺の道路、河川、水路、その他の公共・公益的施設の名称、位置及び形状。 ・既存画地、家屋及びその他工作物等の位置 ・GH（現況地盤高） ・B.M の位置及び高さ	・実測に基づくものとする。 ・相当範囲の外周区域を包括したものであること。 ・施行区域の表示は、境界を赤色線で囲むこと。 ・等高線は2mの標高差を示すものであること。
3	公図の写し		・方位 ・施行区域の境界 ・施行区域及びその周辺の町名と地番	・転写場所、転写年月日、転写者の記名押印をすること。 ・施行区域の表示は、境界を赤色線で囲むこと。 ・公道は茶色、水路は水色、青地は緑色で着色すること。 ・字が複数あるときは、合成公図を作成すること。
4	造成計画平面図 （宅地の平面図）	1/500 以上	・方位、縮尺、凡例 ・施行区域の境界 ・切土又は盛土を生ずる土地の部分 ・崖、擁壁、法面の位置、形状及び高さ ・排水施設の位置、形状及び流水方向 ・道路の位置、中心線、幅員、勾配及び延長 ・公園その他の公共施設、公共用	・2「現況図」を使用すること。 ・現況線は細く、計画線は太く表示すること。 ・施行区域の表示は、境界を赤色線で囲むこと。 ・切土部分は淡黄色、盛土部分は淡緑色で着色すること。 ・擁壁は展開図の照合符

	造成計画平面図 (宅地の平面図)	1/500 以上	- の空地の位置形状、名称、計画高及び面積 - 調整池、沈砂池等の位置、形状及び名称 - 土留の位置（地滑り抑止ぐい、グラウンドアンカー等）	- 号を表示すること。 - 造成計画断面図の縦横断線の位置と符号を表示すること。（原則として 20m ピッチとすること。）
5	土地利用計画図 (宅地の平面図)	1/500 以上	- 方位、縮尺、凡例 - 施行区域の境界 - 施行区域内外の道路の位置、形状及び幅員 - 排水施設の位置、形状及び流水方向 - 計画地盤の流水方向 - 予定建築物等の位置及び敷地の形状及び計画高	- 現況線は細く、計画線は太く表示すること。 - 施行区域の表示は、境界を赤色線で囲むこと。
6	排水計画平面図 (排水施設の平面図)	1/500 以上	- 方位、縮尺、凡例 - 施行区域の境界 - 排水施設の名称、位置、延長、種類、形状、材料、内法寸法、流水方向及び勾配 - 吐口の位置、形状及び高さ - 放流先河川及び水路の名称、断面及び水位（低水位、高水位） - 計画地盤の流水方向 - 流量計算書との照合符号	- 現況線は細く、計画線は太く表示すること。 - 施行区域の表示は、境界を赤色線で囲むこと。 - 排水流末が遠隔地である場合は、これとの接続（改修計画を必要とする場合は、当該関係区間まで）についての関係図書を添付すること。
7	造成計画断面図 (宅地の断面図)	1/500 以上	- 縮尺 - 施行区域の境界 - 縦横断線の記号 - 切土又は盛土をする前後の地盤面 - 基準線（D.L） 崖、段切り、擁壁、道路、河川、水路施設等の位置及び形状 - 法面の形状、高さ、勾配及び土質 2 方向断面図（縦横）	- 現況線は細く、計画線は太く表示すること - 施行区域の境界を赤色線で表示すること。 - 切土部分は淡黄色、盛土部分は淡緑色で着色すること。 - 急勾配の崖面が施行区域外にある場合は、その崖面も記載すること。
8	排水施設構造図	1/50 以上	- 縮尺 - 開渠、暗渠、床止工、護岸工、人孔工、枌工、吐口等の構造断面 - 材料及び品質 - 形状及び寸法 - 鉄筋の位置、径及び配筋	排水種別ごとに对照できるように名称を明記すること。
9	崖の断面図	1/50 以上	- 縮尺 - 断面線番号 - 施行区域の境界	- 現況線は細く、計画線は太く表示すること。 - 施行区域の境界を赤色

	崖の断面図	1/50 以上	・現地盤高及び計画地盤高 ・崖の高さ、勾配及び土質（土質が2種類以上であるときは、それぞれの土質及び地層の厚さ） ・切土又は盛土をする前の地盤面 ・崖面の保護の方法 ・排水施設の位置、形状	線で表示すること。 ・切土部分は淡黄色、盛土部分は淡緑色で着色すること。 ・切土した場合に生じる2mを越える「崖」、盛土をした場合に生じる1mを超える「崖」及び切土と盛土を同時にした場合に生じる2mを越える「崖」について作成すること。
10	擁壁構造図 （擁壁の断面図）	1/50 以上	・縮尺 ・擁壁の種類、寸法及び勾配 ・擁壁の材料の種類及び寸法 ・裏込コンクリートの種類 ・透水層の位置、材料及び寸法 ・止水コンクリートの品質及び寸法 ・水抜穴の位置、材料及び内径寸法 ・擁壁を設置する前後の地盤面 ・法面の形状、高さ、勾配及び土質 ・擁壁の高さ及び根入れ寸法 ・目地の位置、材料及び寸法 ・鉄筋の位置、径及び配筋 ・必要地耐力	・擁壁の種別ごとに对照できるように名称を明記すること。
11	擁壁展開図 （擁壁の背面図）	1/500 以上	・縮尺 ・擁壁の高さ、延長、根入れ寸法及び埋戻し線 ・水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	・造成計画平面図の照合符号を表示すること。
12	求積図	1/500 以上	・方位、縮尺 ・施行区域の境界 ・施行区域の面積 ・切土又は盛土を行う土地の面積	・面積計算書等を添付すること。
その他必要な図面		道路標準断面図、排水計画縦断面図、排水施設区画割図、防災施設計画平面図・防災施設構造図（原則として1ha以上）		

- 注 1 図面の大きさは、原則としてA4判の折り図とすること。
- 2 図面作成に当たって色分けする必要のあるものは、表中に明記してあるもののほか、原則として都市計画標準に従って色分けし、凡例を付けること。
- 3 図面には設計者の氏名を記入・押印すること。
- 4 1,000㎡未満の小規模なものは、図面を兼用してもよい。

(3) その他計算書等

番号	書類の名称	作成上の注意事項
1	土量計算書	・切土量、盛土量、搬入土量及び搬出土量を算定すること。 ・搬出先を明記すること。
2	構造物設計計算書及び安定計算書	それぞれの構造施設に対し、市の「都市計画法及び宅地造成等規制法に基づく技術的基準」に基づいて算定したもの。（これによらない場合は、宅地防災マニュアル、土木学会、建築学会及び日本道路協会等の定める基準に基づいて算定すること。） なお、計算過程、引用対象を詳記すること。
3	流量計算書	・流域図及び集水区域図を基に、施行区域内における雨水について流水方向別に排水区域図を作成し、集排水系統別に計画流出量を算定すること。 ・放流先の排水施設については、排水能力に関する資料が必要である。 ・計画上必要な基礎的資料（諸数値）は原則として市の「都市計画法及び宅地造成等規制法に基づく技術的基準」の排水施設に関する基準等に掲げる諸数値を使用すること。
4	防災措置説明書 （原則として1ha以上又は谷埋め高盛土）	・当該工事の施工中、完了後を問わず、施行区域及びその周辺の区域に災害等の被害を及ぼさないよう策定した防災施設（工事着手又は施行中に必要な仮設工事及び完了後も永久構造として残存する施設を含む。）を明記すること。 ・なお、防災施設計画平面図と対照できるものであること。 ・資材の設置並びに機械の配置及びその防災措置を明記すること。 ・透水排水、板柵、土留、砂防堰堤、仮排水施設、フトン籠、床止等の防災施設構造図、施設計画に必要な計画流出量、施設設計計算書、土質調査資料、工事施工工程表を添付すること。 ・下流施設管理者との協議経過等を記載した書面を添付すること。 ・その他、防災に関する一切の措置等を記載し、説明したものであること。
5	土質調査報告書 （必要に応じ提出を求めることがある）	・宅地造成行為を行うに必要な区域全体が把握できるものであること。 （試験方法は、三軸圧縮試験、一軸圧縮試験及び標準貫入試験等）
6	写真	・宅地造成行為を行うに必要な区域の現況の全景写真とすること ・下流施設等の現況写真を添付すること。 （放流先の排水施設の寸法がわかるように工夫した写真とすること。）

4. 宅地造成等規制法に基づく許可申請手数料等について

(手数料条例より)

○ 宅地造成等規制法第8条第1項の規定に基づく許可の申請に対する審査

申請内容	手数料の額 (円)
切土又は盛土をする土地の面積	
5 0 0 m ² 以下	12,000
5 0 0 m ² を超え 1, 0 0 0 m ² 以下	21,000
1, 0 0 0 m ² を超え 2, 0 0 0 m ² 以下	31,000
2, 0 0 0 m ² を超え 5, 0 0 0 m ² 以下	47,000
5, 0 0 0 m ² を超え 1 0, 0 0 0 m ² 以下	67,000
1 0, 0 0 0 m ² を超え 2 0, 0 0 0 m ² 以下	110,000
2 0, 0 0 0 m ² を超え 4 0, 0 0 0 m ² 以下	170,000
4 0, 0 0 0 m ² を超え 7 0, 0 0 0 m ² 以下	250,000
7 0, 0 0 0 m ² を超え 1 0 0, 0 0 0 m ² 以下	340,000
1 0 0, 0 0 0 m ² を超えるとき	420,000

- 宅地造成等規制法第 12 条第 1 項の規定による宅地造成に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査

次に掲げる金額を合算した金額。ただし、その金額が 420,000 円を超えるときは、その手数料の金額は、420,000 円とする。

申請内容	手数料の額 (円)
既に許可を受けた区域に変更なく設計変更を行うとき。 (面積の変更なし)	上記表の規定額の 1 / 10
区域の縮小に伴い設計の変更を行うとき。 (面積減少)	縮小後の面積に应ずる上記表の規定額の 1 / 10
設計変更の理由が新たな土地の編入に起因するとき。 (面積増加)	増面積に应じる上記表の規定額
区域の増加に伴いかつ、設計の変更を行うとき。 (面積増加かつ設計変更あり)	変更前の区域面積に应じる上記表の規定額の 1 / 10 + 増面積に应じる上記表の規定額
その他の変更	10,000 円

- 宅地造成等規制法施行規則第 30 条の規定に関する証明

1 件につき 1,000 円

5. 許可申請書作成上の注意事項

設計にあたっては、施行令、施行細則及び技術的基準、並びに下記要領により記入すること。

(1) 一般

ア 「1の造成主住所氏名」の欄は、原則として地主または工事発注者である。造成主に代わり申請者となるときは、地主または工事発注者の委任状を添付し、申請代理人を下段に明記すること。

イ 「3の工事施行者住所氏名」欄の、工事施行者が未定のときは、工事着手前までに決定し届け出ること。(施行細則第4条)

ウ 「4の宅地の所在及び地番」の欄は、土地登記簿と同じ地名地番を詳細に記入する。また、土地区画整理事業内ではブロック番号及び仮換地番号を記入すること。

なお、行為区域が二筆以上にわたる場合は当該地番すべて記入し、当該地番一部が区域内となる場合は、「内一部」と記入すること。

エ 「5の宅地の面積」欄は、「4」の欄の土地の総面積を小数点第三位を四捨五入して、小数点第二位まで記入すること。

オ 「6のイ」欄は、「5」の欄の面積のうち、実際に切土又は盛土をしようとする部分の水平投影面積を記入すること。この面積によって、申請手数料の額が定まります。

カ 「6のハ」擁壁については、許可を要する擁壁のみ記入すること。

(番号) ー計画平面図と対照できるものを記入。

(構造) ー練積擁壁、鉄筋コンクリート(L型、逆T型、逆L型等)擁壁による場合は構造図番号を記入。

(高さ) ー擁壁前面地盤面から天端背面地盤面までの垂直距離(見かけ高さ)を記入し高さが順次変化する場合は、最小高さ～最高高さの範囲で記入。

(延長) ー許可を要する擁壁の施行延長を記入。

キ 「6のニ」排水施設については、以下のとおり記入すること。

(番号) ー排水計画平面図の番号と同一番号を記入。

(種類) ーU形溝、L形溝、排水管、桝等を記入。

(内法寸法) ー既製品は呼び名を記入。

(延長) ー排水施設の施行延長を記入。

ク 「6のホ」崖面の保護方法については、施行令第12条に基づく擁壁で覆わないときの保護の方法について記入すること。(例ー種子吹付、芝張り、モルタル吹付等)

ケ 「6のヘ」欄は、必要に応じた災害防止措置を記入すること。

(例ー土留の柵、沈砂桝、防災調整池、仮排水路、がけ面シート被覆等)

コ 「7のその他の必要な事項」の欄は、工事の施行にあたって、他の法令に基づく許認可が必要な場合に、その手続きの状況を記入すること。

(例－ 1． 砂防指定地内行為許可申請中、 2． 農地法第 5 条申請中等)

6. 工事着手から完了までの注意事項

(1) 工事着工時

- ア 申請者（造成主）は、許可に付加された条件や設計図書を再確認した後、工事施行者等に許可通知書を示して、工事に着手すること。
- イ 現場内の外部から見やすい箇所に「宅地造成等規制法による工事の許可標識」（様式第6号）を掲示すること。

(2) 工事中

- ア 構造物については、次の資料を作成すること。

	鉄筋構造物	無筋構造物
必要資料	・コンクリート塩分試験（和歌山県土木工事施工管理基準に準ずる）の測定表 ・コンクリート配合試験資料 ・鉄筋のミルシート又は納品書	・コンクリート配合試験資料

イ 工事写真

工事写真により工事施工の状況が確認できない場合は、工事完了検査時に破壊又は掘り返し等検査を行うことがありますので、和歌山県土木工事請負必携に基づき、工事写真により施工確認ができるように写真台帳を作成し整理すること。

(7) 工事名、工種名、測点（位置）

(4) 着手前、完了後（同一箇所から撮影）

(7) 工種別（施工状況、形状・寸法、品質管理、各種試験関係）

- a 土工 作業状況（作業機械）、のり面状況、土質変化の位置明示等（床堀、置換工、段切、埋戻し、盛土の施工状況（30cm 毎の巻出し、転圧等））。
- b 基礎工 施工状況、設置材の形状寸法。
- c 構造物 石積擁壁工（裏込コンクリートを含む）および透水層の状況。
- d 鉄筋コンクリート擁壁の断面計算を行った箇所についてそれぞれ撮影し、配筋は、鉄筋径、間隔、配置等が判る部分写真と全景写真とする。
鉄筋の材料強度が判る写真（ラベル、ロールマーク等）
- e 排水

擁壁背面（水抜き穴の設置状況及び裏込を含む）及び埋設構造物に付属するもの。

(7) 材料（使用材料の形状寸法）

(4) 出来形管理

- 1) 写真撮影時は、すべて測定器具をあて、構造物等の寸法を明確に読み取ることができるようになるとともに、局所的な断面寸法とならないよう注意し、標準として 20m ごとに（断面変化箇所はその都度）断面の測定を撮影すること。配筋についても、同様の箇所で撮影すること。

擁壁背面の裏込（コンクリート、砕石）は基礎から 1 m ごとに撮影すること。

ウ 撮影の注意点

- (7) 写真は、各測点及び変化点で撮影する。
- (4) 写真には、測点マークの入った状況が判るようにし、測点マークの横に小黒板を置き、工事名、工種、測点、略図に寸法等を記入して、設計値と実測値が対比できるように撮影する。
- (7) 写真の整理は、床掘、基礎、配筋、型枠、コンクリート打設等施工状況の順に、各測点毎に整理すること。
- (エ) その他の注意事項
- a 写真は撮影後ただちに内容に不備がないか確認すること。
 - b 係員に写真の提出を求められた場合は、すぐ説明できるよう工事現場に写真を常置すること。
 - c 完了検査申請の際には、写真も併せて提出すること。
 - d 工事写真の仕様
 - ・原則デジタル写真とする。
 - ・色彩はカラーとする。
 - ・有効画素数は、100 万画素～300 万画素程度とする。
 - ・大きさは、1,200×900 ピクセル～2,000×1,500 ピクセル程度とする。
 - ・ファイル形式は、JPEG とする。

(3) 工事計画の変更

工事中に変更を生ずる場合は、事前に打合せすること。

ア 工事変更許可申請

工事中に工事計画の変更する場合は、下記の軽微な変更を除き、変更許可申請をしなければならない。

イ 軽微な変更

- (7) 造成主、設計者又は工事施行者の名称もしくは氏名、住所の変更
(造成主等の主体の変更がない場合)
- (4) 工事の着工予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更のとき。
- (7) 使用材料の変更（構造計算等により構造が変わるものを除く）

ウ 施行細則による届出事項

工事を中止し（排水施設工事を含む）、取りやめ、又は再開するとき。

(4) 工事完了

宅地造成に関する工事が完了したときは、工事完了検査申請書を提出して完了検査を受けなければならない。

ア 工事完了検査申請を提出するとき、許可内容と不一致がないか確認のうえ申請のこと。

(7) 工事完了検査申請書

(i) 出来形図（工種別に色分け、延長、断面、高さ等記入）及び図書

a 申請者は、出来形図を作成すること。なお、出来形寸法は、現地を正確に実測したものでなければならない。

b 出来形図は、構造物（擁壁、排水施設等）、地盤形状（高さ、のり面勾配等）、面積（確定測量図）等について作成する。

c 必要に応じて、出来形成果表を作成すること。

(ii) 工事写真一式

(e) その他必要図書

イ 工事完了検査の結果、その工事が技術的基準に適合していると認めた場合は、市長は検査済証を交付します。

なお、検査を受けないとき、許可どおりの工事をしていないとき、未許可で工事をしたときなどは、宅地の使用禁止、工事中止、工事やり直し等の措置を受ける場合があります。

(5) 工事の一部完了

長期間にわたる大規模団地等造成工事の場合は、工区単位の完成についての諸条件を満たすときは、その一部について完了検査を受けることができる。

(6) その他定めのない事項については和歌山県土木請負工事必携、及び技術的基準の「橋本市宅地造成工事示方書」を準用する。